

つくば市議会オンライン質問実施要綱（令和5年つくば市議会告示第8号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条（略） （オンライン質問実施議員の<u>責務等</u>）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、オンライン質問の開始後、通信環境の悪化等の事由により映像又は音声を確認することができなくなった場合には、議長は、会議を休憩し、10分を限度として当該オンライン質問実施議員又は議会局職員をしてオンライン会議システムへの接続の復旧に努めさせるものとする。ただし、通信環境の悪化等の事由が当該オンライン質問実施議員の責めに帰することのできない事由による場合であって、かつ、オンライン会議システムへの接続の復旧の見込みがある場合は、10分を限度としない。</u></p> <p>第5条（以下略）</p>	<p>第1条—第3条（略） （オンライン質問実施議員の<u>責務</u>）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第5条（以下略）</p>